

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1 地形条件

笠松町は、岐阜県南部の濃尾平野に位置し、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、愛知県一宮市に隣接している。面積は10.30k㎡と岐阜県内の市町村の中で3番目に小さな面積の自治体で、その面積のおおよそ3分の1は木曽川が占める。町の形状は木曽川右岸に沿って帯状に広がる多湿地で、西に養老山脈と伊吹山、北に金華山などが展望できる。北部の境川、南部の木曽川に挟まれた旧輪中地帯の一部である。

2 地質条件

本町の位置する平野部では、住宅や工場等の施設が濃尾地震や東南海地震のころとは比較にならないほど密集し集積しており、特に沖積層の厚く堆積したところの地盤は軟弱である。

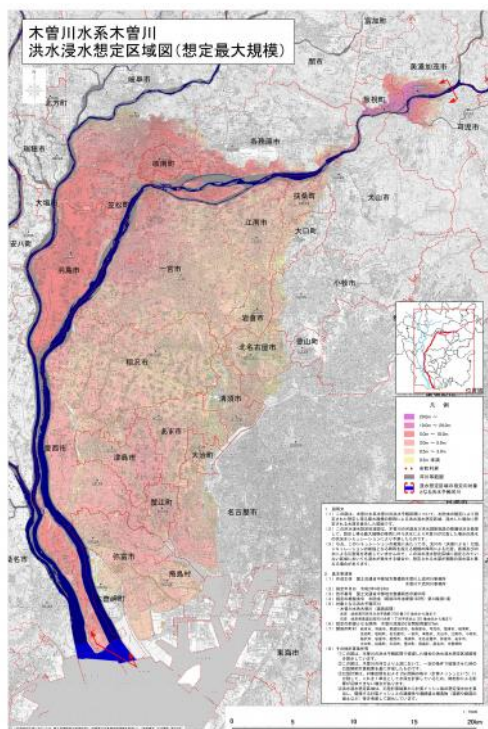
3 気象条件

本町は太平洋式の気候に属し、夏は南東の季節風の影響を受けて温暖多湿であり、冬は北西季節風の影響を受ける。降雨は年間2,000mm近くに達し、特に6月、7月、9月に多いのが特徴となっている。

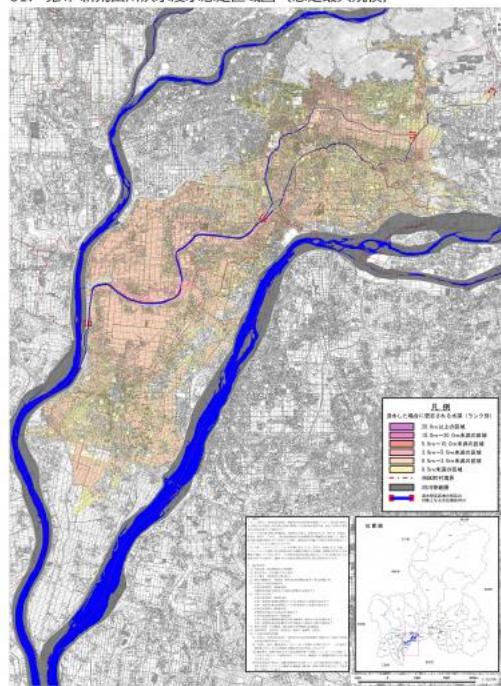
4 災害条件

① 水害

本町の地理的要件から木曽川によるものと、境川、三ツ目川の派川によるものに大別することができる。木曽川による水害は梅雨期等において堤防の崩壊の恐れは少ないが、伏流水による被害の警戒を要する。境川、三ツ目川による水害は過去において昭和34年9月の伊勢湾台風をはじめ、決壊溢水等による浸水の被害を幾度となく受けてきた。近年、堤防や護岸の整備が進み安全が保たれているものの、なお危険箇所があり、十分な警戒を要する。



01. 境川・新荒田川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



出典：岐阜県HPより

具体的に笠松町洪水ハザードマップは、本町に影響のある河川別に2種類の洪水浸水想定区域を示しており、浸水深が3m以上又は家屋倒壊危険ゾーンに自宅がある場合は、早期立退き避難が必要な区域とされている。

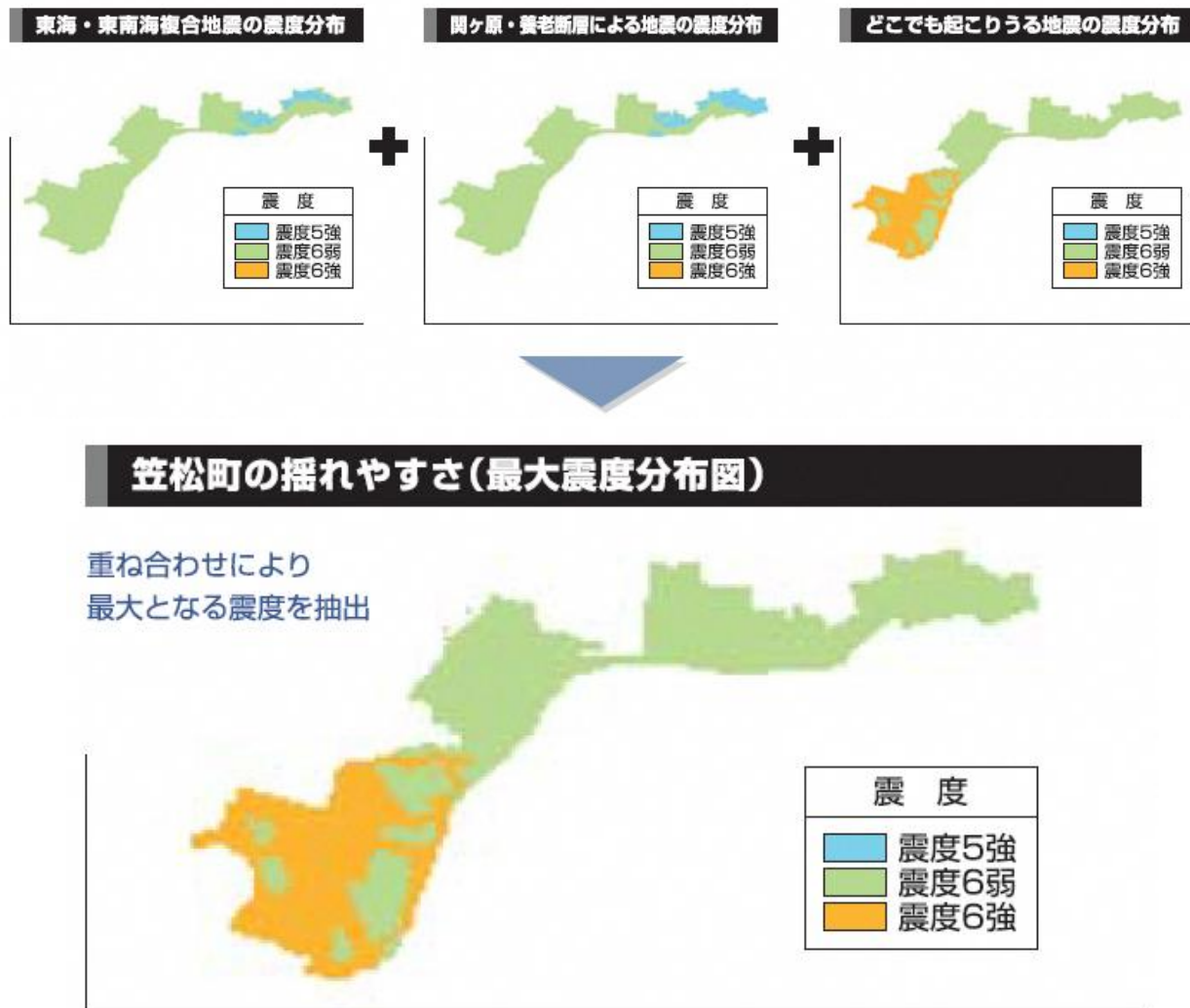
② 地震

笠松町は、近年においては地震による被害を受けていないが、明治24年10月の濃尾地震（マグニチュード8.0）は内陸地震としては最大規模のもので美濃地方全域に甚大な被害を与えた。

この地震と同程度の地震が再び発生した場合、生活エネルギーの増大化、多様化により種々の災害要因が激増した現状では、激甚な被害の発生が予想される。

また、最近では平成7年の兵庫県南部地震、平成23年の東北地方太平洋沖地震や平成28年の熊本地震により大規模災害が発生しており、東海から九州沖を震源域とする南海トラフ巨大地震に関する研究が進められてきた結果、倒壊、火災、津波などによる家屋の喪失、多数の死傷者が出るなど被害が広域にわたって発生する恐れがある。本町では住宅や工場、団地が密集し集積しているため、地震災害の潜在的な被害が増大するといえる。

具体的に笠松町揺れやすさマップによると、以下の地震発生が予測されており、町内全域で震度は5強～6強が想定されている。



※1 地震の発生の仕方によっては、震度は上のマップに示したものにより大きくなったり小さくなったりすることがある

③ 感染症

新型コロナウイルス感染症のように一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していき世界的に大きな流行を繰り返す。このような感染症を称して、本計画では「新型コロナウイルス感染症」としている。これらは国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあり、日常生活においても生活習慣や行動を変えなければならないほどのリスクがある。

④ 過去の災害

本町域における主な災害は、次のとおりである。

災害発生日	災害の種別	主な被害地域
明治24年10月28日	震災（濃尾大地震）	町内一円
昭和34年9月26日	風水害（伊勢湾台風）	町内一円
昭和36年6月24日	集中豪雨	町内一円
昭和51年9月12日	集中豪雨	町内一円

5 社会条件

① 人口

本町の人口は、1980年（昭和55年）の国勢調査時（22,865人）まで一貫して増加を続け、ピーク時の総人口は1920年（大正9年）の2倍以上となっている。1980年（昭和55年）以降は、微増減を経て現在に至っており、ピーク時から直近の2020年（令和2年）までの総人口は約40年間で645人減と、他市町村に比べて減少傾向は比較的小さいと言える。

住民基本台帳によると、令和3年6月1日時点で22,034人となっている。

② 土地利用

本町の総面積は10.30k㎡であり、市街化区域内のうち、自然的土地利用の田の占める面積割合が最も多く11.7%となっており、次いで畑が5.8%となっている。一方で都市的土地利用では、住宅用地が34.7%と最も高く、次いで道路用地が15.3%となっています。

③ 産業

ア. 農業

本町の農家数は平成2年以降減少していたが、近年では横ばいとなっている。

また令和2年の総農家数338戸のうち、販売農家数は126戸、自給的農家数は212戸と自給的農家が6割以上を占めています。

イ. 工業

本町の事業所数は平成17年以降、製造品出荷額等は平成19年をピークに減少していたが、近年では減少傾向が緩やかになっている。製造品出荷額は、輸送用機械や電気機械が45%近くを占める。

ウ. 商業

本町の商店数は平成6年から減少している。また年間商品販売額は増加傾向にあったが、平成26年には大きく減少しています。

平成26年の産業中分類別年間販売額は、小売業の中でも飲食料品小売業が高く、次いで自動車・自転車小売業となっている。

④ 交通

町域の道路体系は、町のほぼ中央に一般国道22号が通っており、主要地方道は笠松地域に岐阜稲沢線、松枝地域に岐阜南濃線、下羽栗地域に川島三輪線があり、その他一般県道が10路線

で町内を網羅しているなど、国県道は比較的充実している。

また鉄道は、名鉄の笠松駅、西笠松駅の2駅があり、笠松駅は名古屋本線と竹鼻線が接続し、特急電車が停車する。

バスは、岐阜バスが運行する路線バスが一日上下線合わせて16便と、本町が運行するコミュニティバスが一日24 便運行しており、公共交通機関も充実している。

(2) 商工業者の状況

業 種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況等
農林漁業	2	2	各業種、町内全域に広く分布している
建設業	6 1	6 1	
製造業	1 7 8	1 4 9	
情報通信業	4	4	商店街はかつて川湊で栄えた歴史より河川堤防沿いに位置している
運輸業、郵便業	2 2	1 1	
卸売業、小売業	2 5 0	1 7 4	
金融業、保険業	8	4	町東側には織物・捻糸等の繊維業が多く分布し、工業系製造業は町内全域に分布しているが新しい製造業は敷地の空いている町南側に多くある。
不動産業、物品賃貸業	3 1	2 9	
学術研究、専門・技術サービス業	2 6	2 3	
宿泊業、飲食サービス業	6 4	4 7	
生活関連サービス業、娯楽業	7 4	6 6	
教育・学習支援業	2 4	1 7	
医療、福祉	1 9	1 6	
複合サービス業	4	1	
サービス業（他に分類されないもの）	4 3	3 2	
合 計	8 1 0	6 3 6	

※出典：平成28年経済センサス

(3) これまでの取組み

1 笠松町の取組み

- ・笠松町地域防災計画の策定（令和3年3月29日改定）
- ・防災訓練の実施（令和3年8月～11月 55町内会で実施）
- ・防災備品の備蓄（29ヶ所）
- ・防災士の育成
- ・災害時の防災応援協定・覚書の締結（35件 30事業所）
- ・国土強靱化地域計画の策定（令和3年4月20日策定）
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画（平成29年1月一部改正）
- ・新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底
- ・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種受付開始（令和3年6月11日）
- ・笠松町新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画策定（令和4年1月28日策定）

2 笠松町商工会の取組み

- ・事業者BCPに係る研修会（岐阜県商工会連合会主催）に参加（令和元年12月16日）
- ・職員向けBCPに係る研修会（令和3年10月29日開催）
- ・防災備品の整備（救急用具、懐中電灯など）

- ・事業者BCP策定セミナーの開催（令和3年11月1日 10事業者参加）
《内容》専門家より、制度の普及啓発と事業継続力強化計画のメリット、実際の申請書への落とし込み手法や考え方について説明いただいた。
- ・商工会のBCP策定（令和3年11月10日）

Ⅱ 課題

① 事業継続意識の向上と事業者BCP策定

当町の小規模事業者の多くは、限られた経営資源で多様な経営課題に対応せざるを得ないため、自然災害及び新型コロナウイルス感染症などへの対策・準備ができておらず、事業者BCPへの関心が足らず、取組む意欲も十分でない。

したがって、先ずは事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠で、その上で地域における災害発生リスク、事業所における被害発生リスクを把握し防災・減災に向け事業継続のための事業者BCPを策定していく必要がある。

② 商工会職員の支援スキルの習得

当会は、これまで「経営改善普及事業」や「経営発達支援事業」を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んできたが、自然災害・新型コロナウイルス感染症発生時に円滑な対応を可能とする事業者の事業継続支援のための知識や経験が乏しい。

今後、地域の小規模事業者にとって、有用な事業継続対策を支援していくためには、商工会職員が一定の支援スキルを習得していく必要がある。

③ 災害発生時の体制強化

当会BCPの策定から間もないこともあり、現時点において自然災害発生時における機能発揮が不安視され、又、当会と当町をはじめとする各関係機関との具体的な連携体制が整備されておらず、発災時における商工会活動の早期復旧、及び、関係機関との情報共有を図ることができるよう体制づくりが必要がある。

Ⅲ 目標

自然災害・感染症等の発生時においても、事業運営への影響を最小限に止め、事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域経済と雇用維持の安定を目指す。

その実現に向け、発災前においては、事業継続に資する事業者BCPの必要性の周知と策定支援を強化すると共に、発災後においては、迅速な商工会活動の復旧と関係機関との連携体制の構築を図る。

① 事業継続意識の向上と事業者BCP策定

巡回・窓口指導を通じて事業活動に影響を与える自然災害・感染症等のリスクを周知し、事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所の立地や経営状況など個社の環境に則した事業者BCPの策定を支援する。

（目標件数）

項 目	1年あたり	合 計
事業者BCP等策定セミナー開催	1回	5回
事業継続力に関する巡回指導件数	10件	50件
事業者BCP等策定支援事業者数	4事業者	20事業所
事業者BCP等策定事業者数	1事業者	5事業所
事業者BCP等策定事業者フォローアップ数	1事業者	5事業所

② 商工会職員の支援スキルの向上

事業者BCP策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会が開催する研修会に参加し体系的な知識を得るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援の手法を身に付ける。あわせて、定期開催する職員会議において支援ノウハウを共有していく。

③ 災害発生時の体制強化

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身のBCPの確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。

また、当会と当町をはじめとする各関係機関とが、被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

笠松町商工会と笠松町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

① 啓発活動

(自然災害に対する啓発活動)

- ・巡回指導時等に、ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに事前対策の必要性を訴える。
- ・定期的に発行する会報誌において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。またポスター・チラシ等の普及ツールを活用し、窓口相談時においても普及を図る。

(感染症に対する啓発活動)

- ・職員による巡回指導時に新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を会報誌に掲載し紹介する。

② 事業者BCP策定支援

- ・事業継続力強化計画を事業者BCP作成の入口として位置付け、認定制度の情報を普及し計画策定へと繋げる。
- ・事業継続力強化計画の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及開発セミナーを実施する。
- ・事業継続力強化計画を策定した事業者を主な対象として、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年11月に事業継続計画を作成しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1度の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。
- ・岐南町、柳津町の各商工会と定期的開催するエリア内経営指導員会議などにおいて、啓発活動や策定支援、フォローアップなど各種支援の取組状況や事例の情報交換を行う。

4) フォローアップ

- ・普及啓発をしたものの、事業者BCPを策定していない事業者については、再度巡回等でリスク周知及び事前対策実施の必要性を訴えていき、事業者BCPの策定へとつなげていく。
- ・策定した事業者BCPの取組状況を年1回確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計

画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。

- ・ 当会と当町により、本計画の状況確認や改善点等について年 1 回協議し情報共有する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、当会と当町が実施する上記の協議並びに町が実施する訓練で連絡ルートの確認等を行う。（町の訓練は年 1 回）

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

① 自然災害の際の対応

- ・ 発災後 1 時間以内に、安否確認リストを基に SNS により職員の安否確認を行う。
- ・ 事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況（電気、ガス、水道、通信など）、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・ 発災当日中に、商工会事務所及び周辺道路の被害状況を当会と当町で共有する。

② 感染症の際の対応

- ・ 国内感染者発生後には、当会職員の体調確認を行うとともに、当会事務所の消毒・職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には、笠松町新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画の新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルに基づき、感染症対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、24 時間以内に当会が県連経由で国及び県に報告する。
また被害実態を把握し、5 日～1 週間以内に当町が国や県に報告する。
- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。（必要に応じて随時行う）

発災後～1 週間	1 日に 3～5 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	3 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

< 被害規模の目安は以下を想定 >

大規模な被害がある	・ 地区内 10% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1% 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

・連絡先窓口

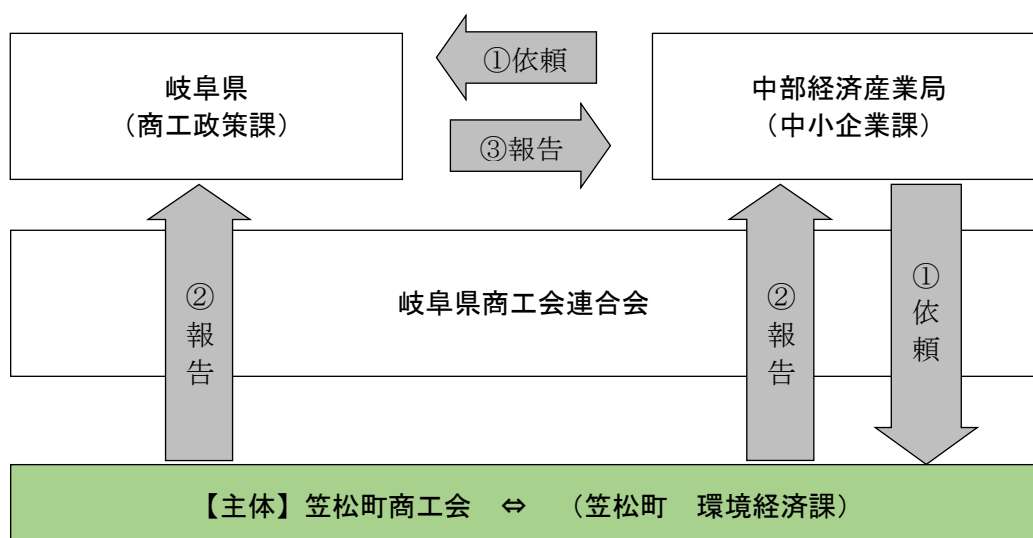
団 体 名	連 絡 窓 口	
	第 1 順 位	第 2 順 位
笠 松 町	環境経済課長	環境経済課担当リーダー
笠松町商工会	参 与	事務局長

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

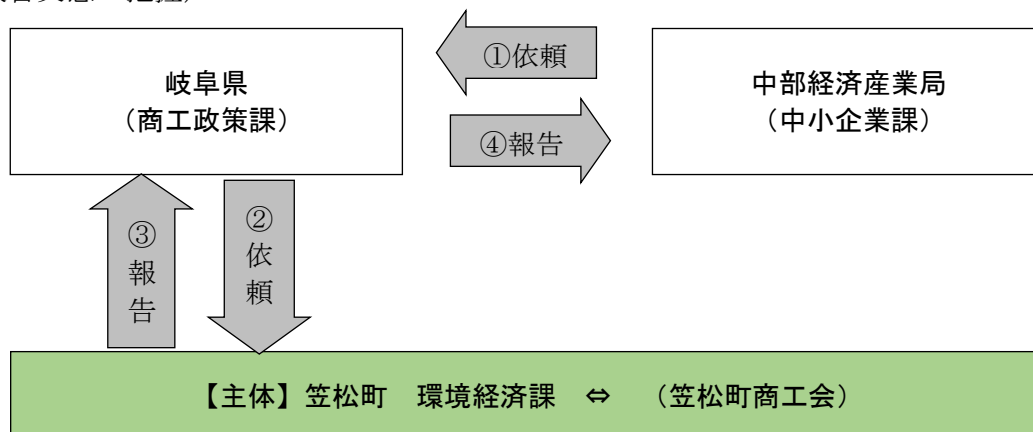
- ・ 自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、初動対応は当会より岐阜県商工会連合会経由にて県商工政策課及び中部経済産業局へ報告する。
被害実態の把握について当会と当町が共有した情報を当町より県商工政策課へ報告する。

< 被害情報の流れ >

(初動対応)



(被害実態の把握)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、笠松町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県・町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

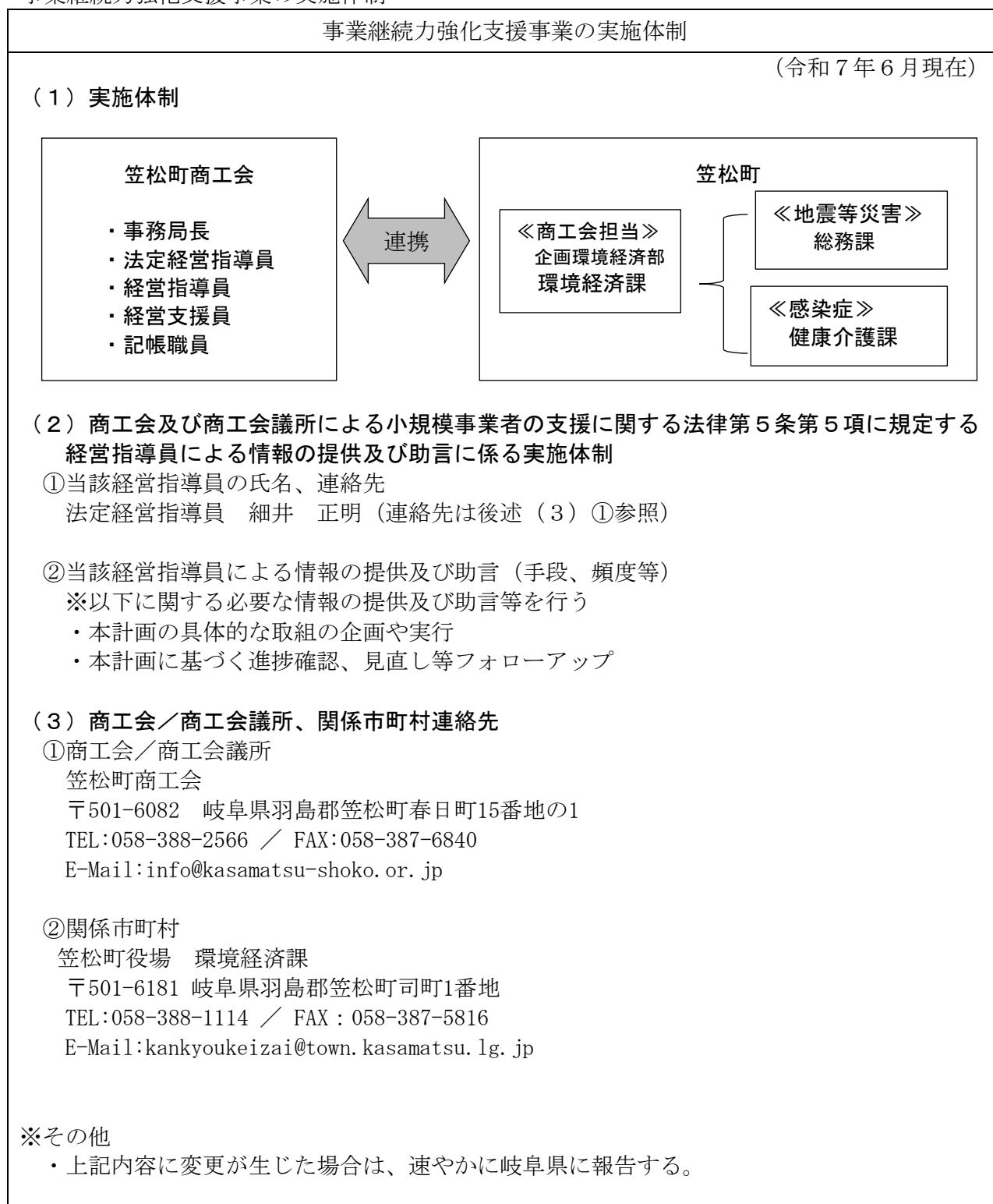
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	30	30	30	30	30
2. セミナー・個社支援・専門 家派遣費・専門家謝金 旅費	260	260	260	260	260
3. 関係団体等との協議への 出席旅費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等